

一宮市あんしん介護予防事業 指定第1号事業者の指定にかかる事前協議書

令和 年 月 日

法人等の概要	事業主体(法人等名称)					
	法人等の所在地					
	法人等の連絡先	電話		FAX		
	代表者名			担当者名 (役職名)		
事業の概要	事業開始の動機	(別紙でも可。たとえば事業計画書など)				
	事業所の名称	(仮)				
	事業所の所在地					
	サービス事業の種類	介護予防訪問介護相当サービス、基準緩和訪問介護サービス、介護予防通所介護相当サービス、基準緩和通所介護サービス				
土地・建物の概要	土地・建物の現況	土地(用途地域、他法令による規制等)				
		土地(所有者: ) 他所有者の場合 購入予定・賃貸借契約(契約期間: 年間)				
		建物( )造( 階建ての 階部分) ※既存建物の場合は、築年数及び建物申請時の用途 ( 年築、用途: )				
		建物(所有者: ) 他所有者の場合 購入予定・賃貸借契約(契約期間: 年間)				
	新築・改修工事の実施予定期間及び竣工時期	着工	平成・令和	年	月	日頃
		竣工	平成・令和	年	月	日頃
持参書類	チェック欄	備考				
土地及び建物の図面等 (改修・新築の計画図面) (縮尺 1/100以上、具体的な設備の概要を記入するとともに、面積は内法で明示のこと) 周辺状況図(住宅地図等)	有・無					

- 基準緩和通所介護サービスに限り、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第19条第1項又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2第1項の規定により都道府県知事に届出をした施術所を開設した者は法人格の有無を問いません。
- 事前協議には申請法人等の設計士や代理人のみではなく、申請予定者の同席をお願いします。
- 協議内容に不備があるときは、次回の協議にもこの用紙をお持ちください。

	日付	来庁者	職員	協議内容及び留意点
1				
2				
3				

# 基準緩和訪問介護サービスチェックリスト

基本事項及び設備に関する事項	チェック内容	チェック欄		備考
		はい	いいえ	
基本事項	申請者が法人格を有していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
参考事項	訪問介護又は介護予防訪問介護相当サービスのいずれかと一体的にサービス提供を行う予定ですか。 ※「はい」の場合、備考欄の該当するものに○をつけてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[サービス種別] ・訪問介護 ・介護予防訪問介護相当サービス [運営状況] ・事業開始済 ・開設予定
基本事項	従業員の知識及び技能並びに人員が基準に達することが条件です。そのために、基準や通知を確認し、熟知していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	設備に関する基準に従って適正な運営をすることが条件です。そのために、それぞれの事業ごとに定められた設備基準を満たしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	運営に関する基準に従って適正な運営をすることが条件です。そのために、関係法令の確認をし、近隣住民や担当課との調整をしていますか。 (関係法令の一例は下記のとおり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	建築基準法→所管の建築指導担当課へ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	消防法…消防計画の作成・提出→所管の消防署へ (※新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	農地法…農地転用の手続→所管の農業委員会へ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	労働基準法…就業規則の作成・提出→所管の労働基準監督署へ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
一般原則・構造	□玄関・入口の動線。 □基準緩和訪問介護サービス事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
相談室・相談コーナー	□利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事務室	□基準緩和訪問介護サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
洗面設備・トイレ	□特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。 □基準緩和訪問介護サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 (基準省令等)	□基準緩和訪問介護サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない(帳簿類の保管等)。 □基準緩和訪問介護サービス事業者は、基準緩和訪問介護サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 □基準緩和訪問介護サービス事業者は、訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

# 基準緩和通所介護サービスチェックリスト

基本事項及び設備に関する事項	チェック内容	チェック欄		備考
		はい	いいえ	
基本事項	申請者が法人格を有していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
参考事項	通所介護又は地域密着型通所介護、介護予防通所介護相当サービスのいずれかと一体的にサービス提供を行う予定ですか。 ※「はい」の場合、備考欄の該当するものに○をつけてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[サービス種別] ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・介護予防通所介護相当サービス [運営状況] ・事業開始済 ・開設予定
基本事項	従業員の知識及び技能並びに人員が基準に達することが条件です。そのために、基準や通知を確認し、熟知していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	設備に関する基準に従って適正な運営をすることが条件です。そのために、それぞれの事業ごとに定められた設備基準を満たしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	運営に関する基準に従って適正な運営をすることが条件です。そのために、関係法令の確認をし、近隣住民や担当課との調整をしていますか。 (関係法令の一例は下記のとおり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	建築基準法→所管の建築指導担当課へ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	消防法…消防計画の作成・提出→所管の消防署へ (※新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	安全衛生法… <b>事業所内で食事等の調理をする場合</b> の手続→所管の保健所へ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	農地法…農地転用の手続→所管の農業委員会へ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本事項	労働基準法…就業規則の作成・提出→所管の労働基準監督署へ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
一般原則・構造	□玄関・入口の動線。 □設備については、専ら基準緩和通所介護サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準緩和通所介護サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。 □処遇スペース(食堂・機能訓練室、静養室、相談室)については、同一階に設置すること(エレベータ設置により利用者の移動に支障がないと認められる場合は除く)。 □消火設備その他の非常災害に必要な設備を備えること。 □昭和56年3月31日以前に建築された建物を改修し、事業所を整備する場合は、耐震診断を受けていること又は現行の耐震基準を満たしていることにより、耐震性が確保されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
食堂・機能訓練室	□それぞれ必要な広さを有すること。 □合計した面積が、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること。 □狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
相談室	□遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
静養室	□利用定員に対して(複数の利用者が同時に利用できる)適当な広さを確保すること。 □専用の部屋を確保することが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事務室	□職員、設備備品を配置できる広さを確保すること(帳簿類の保管等)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
洗面設備・トイレ	□ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置することが望ましい。 □トイレは、廊下等から直接見えないように配慮していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
厨房(食事を提供する場合)	□環境衛生に配慮した設備とすること(保存食の保存設備を設置すること)。 □同一の建物内に他の事業所がある場合、同一敷地内、隣接又は近接する敷地に他の事業所がある場合は当該事業所外でも可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
浴室(入浴を行う場合)	□手すり等を設置し、利用者の便利・安全に配慮すること。 □脱衣室・浴室は、廊下等から直接見えないように配慮していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他(基準省令等)	□日光(採光)、通風の確保。空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 □段差の解消、スロープの設置など高齢者の安全、便利に配慮した構造とし車椅子の利用が可能なものとする。 □災害等非常時の避難経路及び体制の確保。建物が建築基準法に適合し、消防法等の基準にも合致すること。 □食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	